

問い	ひとり親ですが、年金を受給しているため児童扶養手当が支給停止となっています。そのような場合は対象となりますか。
答え	児童扶養手当受給世帯と同等の所得水準であれば対象となります。
問い	ひとり親ですが、所得超過の扶養義務者と同居しているため、児童扶養手当は支給停止になっています。そのような場合は対象となりますか。
答え	あくまで申請者（ひとり親本人）の所得のみを確認します。扶養義務者の所得により児童扶養手当が支給停止になっていても、申請者本人の所得が児童扶養手当の所得制限額未満である場合は対象となります。
問い	自分たち（親と子の世帯）は非課税世帯であるが、同住所別世帯の親族が課税世帯の場合は、対象外となりますか。
答え	対象となるためには、「申請者の属する世帯」の世帯員が非課税であることが必要です。同居している親族が生計を別にする別世帯の場合は補助対象となりますが、同一世帯の場合は補助対象外となります。
問い	学校で受験した模擬試験は対象となりますか。
答え	領収書等が提出でき、受験費用の支払いが明確に確認できる場合は対象になります。
問い	塾で模擬試験を受けました。その費用は対象になりますか。
答え	塾の受講料に含まれている分は対象になりません。別途支払いを行い、模擬試験受験料として領収書が提出できるものであれば対象となります。
問い	大学入学共通テストを受けた場合も、大学等受験料補助の対象となりますか。
答え	対象となります。大学入学共通テストの検定料を支払ったことを証明する書類（大学入学共通テスト振替払込受領証等）を提出してください。
問い	受験料の振込等手数料は対象になりますか。
答え	振込手数料、事務手数料、塾代、夏期講習代などは助成対象外です。
問い	複数の大学等の受験料（又は模擬試験受験料）について申請できますか。
答え	できます。ただし、複数の大学等の受験料（又は模擬試験受験料）の合計額が補助上限額を超える場合、補助は上限額までとなります。（例）高校3年生等（補助上限額 8,000 円）の場合 模擬試験1回分（4,400 円）で申請 ⇒ 補助額 4,400 円 模擬試験2回分（4,400 円×2回=8,800 円）で申請 ⇒ 補助額 8,000 円
問い	すでに1つの大学等受験料(又は模擬試験受験料)の金額で申請しましたが、別の受験料（又は模擬試験受験料）についても追加で申請できますか。
答え	申請はこども1人につき、年度内で1回の申請で助成を受けていただきますようお願いいたします。複数回の受験をされる方は、複数分まとめて申請してください。（ただし、上限額があります。） 高校3年生等で大学等受験料と模擬試験受験料の両方を申請される場合も、申請は併せて1回限りとなりますようご協力をお願いいたします。

問い	中学2年生や高校2年生のときに受けた模擬試験受験料は補助対象になりますか。
答え	中学3年生や高校3年生など、高校や大学等を受験した年度の模擬試験料が補助対象となりますので、それ以前に受けた受験料は対象外です。
問い	中学2年生や高校2年生のときに受けた模擬試験受験料は補助対象になりますか。
答え	中学3年生や高校3年生など、高校や大学等を受験した年度の模擬試験料が補助対象となりますので、それ以前に受けた受験料は対象外です。
問い	浪人生も助成を受けることはできますか。
答え	申請した日時時点で、こどもの年齢が20歳未満であれば、過年度生（浪人生）も助成を受けることができます。
問い	短期大学から大学への編入試験や大学入学後の他大学受験は対象になりますか。
答え	高校卒業後の進学に向けたチャレンジを後押しするものですので、既に短期大学や大学に入学している方については対象外です。